

<小児かかりつけ診療料><機能強化加算>

当院は、単にお子さんの病気だけを診るのではなく、成長や発育・予防接種などお子さんに関する全てのことについて相談できる施設として、「小児かかりつけ診療料」を申請し認定を受けることができました。

当院の「小児かかりつけ医制度」にご登録いただける方は、当院を4回以上受診された方で、今後も当院を継続的に受診される未就学児のお子さんです。ご登録いただいた方には、以下のように対応させていただきます。

- 1) 発熱、下痢・嘔吐、咳嗽・鼻汁、発疹など急性症状を呈された際の対応だけでなく、全ての疾患や症状について「かかりつけ医」として適切な診療や指導を行います。
- 2) 必要に応じて、より専門的な医療機関への紹介を行います。
- 3) 必要な検査を行うとともに、抗菌薬（抗生剤）の適正な使用に努めます。
- 4) お子さんの育児についても、積極的に相談を受けます。
- 5) 母子健康手帳等で乳幼児健康診査（健診）の受診状況および結果を把握し、発達段階に応じた説明や助言を行うとともに、保護者からの健康相談にも応じます。
- 6) 母子健康手帳で予防接種の実施状況を把握し、予防接種の有効性・安全性やスケジュール管理等に関する説明を行います。
- 7) 発達障害の疑いのあるお子さんについて相談に応じるとともに、必要に応じて専門的な医療機関に紹介をします。
- 8) 診療時間内での緊急の相談については原則として当院で対応します。夜間や休日など診療時間外の対応については、地域の連携病院や時間外・休日診療所、電話相談（#8000）をご利用ください。

尚、上記対応実施に伴い、初診の際には「機能強化加算」を算定しています。かかりつけ医機能を有する医療機関は、医療機能情報提供制度（医療情報ネット）で検索できます。